

第3次千葉県青少年総合プラン 令和2年度事業評価シート

事業NO	74
------	----

事業名	生活困窮者自立支援制度による子どもの学習支援事業		
担当課・室・班名	健康福祉指導課	問合せ先(電話番号)	2309

1 事業の概要

柱	Ⅱ	基本目標	3	基本方策	⑦子どもの貧困対策の推進					
事業内容	生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯等の小学生及び中学生に対し、学習支援や進学への助言を行い、学習習慣の確立を図る。									
当初予算額(千円)	H30年度	25,000	R元年度	25,395	R2年度	26,979	R3年度	29,883	R4年度	
決算額(千円)		14,790		24,462		26,886				
財源内訳	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源
		一部国庫		一部国庫		一部国庫		一部国庫		一部国庫

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

・令和2年度は県が所管する町村部全17町村において事業を実施した。  
 ・各圏域の町村ごとに教室を設置し、485回教室を開催、延べ3,886人が参加した。  
 ・平成31年4月の生活困窮者自立支援法の一部改正法施行により、子どもの学習支援事業は子どもの学習・生活支援事業に改正されたことを踏まえ、日常生活習慣の習得、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に対する必要な支援に取り組んでいく必要があることから、令和2年度においては、これまでの受講人数が多い香取及び山武圏域において生活支援員を配置し生活支援を実施した。

(2)事業の成果

・学習支援教室に参加した生徒向けのアンケート調査結果では、学習支援教室に参加して学校の成績が上がったと感じている生徒が約5割であり、保護者向けのアンケート調査結果においても、子どもの学習意欲が高くなったと回答する保護者が約5割であった。  
 ・また、学習支援教室に参加した中学3年生ほぼ全員が高校を受験し、うちほぼ全員が志望校に合格しており、高校受験をした生徒のうち約9割が学習支援教室は受験の役に立ったとの回答があった。  
 ・香取及び山武圏域で実施した生活支援については、生徒等の生活習慣に改善が見られた事例や学習支援教室の参加につながった事例等の成果があった。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

・法改正を踏まえ、令和2年度に一部の圏域で実施した生活支援員の配置については、一定の成果が見られたことから、令和3年度は全圏域において生活支援員を配置する。

○参考

関連指標	[教育を受ける機会の均等] 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率				目標	県全体の高等学校等進学率に近づける
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3
	生活保護受給者 91.7% 県全体 98.6%	生活保護受給者 90.7% 県全体 98.9%	生活保護受給者 88.9% 県全体 98.9%	生活保護受給者 91.7% 県全体 98.9%		

4 委員意見

5 担当課回答

--	--

第3次千葉県青少年総合プラン 令和2年度事業評価シート

		事業NO	76
事業名	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業		
担当課・室・班名	健康福祉指導課	問合せ先(電話番号)	2309

1 事業の概要

柱	Ⅱ	基本目標	3	基本方策	⑦子どもの貧困対策の推進					
事業内容	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制の構築を図る。									
当初予算額(千円)	H30年度	42,800	R元年度	43,600	R2年度	43,600	R3年度	43,600	R4年度	
決算額(千円)		42,800		43,593		54,585				
財源内訳	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源	県単(○)	他財源
		一部国庫		一部国庫		一部国庫		一部国庫		一部国庫

2 事業実績・評価等

(1)事業の実施結果

- ・令和2年度は中核地域生活支援センターのうち町村部を所管する6圏域に支援員を配置し、940件の新規相談に対応した。
- ・相談のあった生活困窮者のうち支援の必要性が高い場合はプラン案を作成し、支援調整会議を経て、当該相談者の課題解決及び目標の実現に向けて支援を行った(プラン決定件数:194件)。
- ・地域の回覧板や各町村役場へのチラシ配布等により事業の周知活動を行った。

(2)事業の成果

- ・新型コロナウイルスの影響による長引く雇用情勢の低迷等により、相談件数は前年度と比較すると約3.1倍となり、プランの決定についても194件と昨年度の約2倍となった。
- ・相談後の支援については、住居確保給付金(194件)や社会福祉協議会が行う生活福祉資金の特例貸付等につなげた。
- ・圏域によっては、自法人の事業所で一般就労に向けた訓練を行ったり、子ども食堂と連携し食事の提供だけでなく、地域で困難を抱える相談者の社会参加や生活訓練の場としての活用などを図った。

3 事業の課題・問題点、今後の方向性等

- ・コロナ禍が長期にわたる中、相談者の状況に応じて、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の特例貸付、生活困窮者自立支援金等の支援に確実につなげる。
- ・高齢単身世帯の増加や引きこもりの長期化、地域での繋がり希薄化により、生活困窮者が孤立している場合が考えられるため、感染対策に留意しながら、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により、生活困窮者の早期発見を図る。
- ・失業、疾病、家族の介護、本人の心身の状況など複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業等による法に基づく事業を効果的に利用するとともに、他の制度や事業を有効に活用する。

○参考

関連指標	目標					
	基準年	H30	R1	R2	R3	R4

4 委員意見

5 担当課回答

--	--